

「 広島労働局長通知 と 参考情報 」

● 広島労働局長からの通知

[令和 4 年 1 月 20 日付け広労発基 0120 第 12 号](#)

「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の施行について」

なお、広島労働局長からの通知には、

○ 本省通達

[令和 4 年 1 月 13 日付け基発 0113 第 1 号](#) 厚生労働省労働基準局長
「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の施行について」

○ 本省通達本文に「令和 4 年厚生労働省令第 3 号」と記載されている

[令和 4 年 1 月 13 日付け令和 4 年厚生労働省令第 3 号](#)

○ パンフレット

[「解体改修工事の受注者（解体改修工事実施者）の皆さま（R4.1）」](#)

の 3 点が添付されています。

※ 厚生労働省HPに掲載されている同種のパンフレットは 1 月 24 日現在では更新されていませんので、ご注意ください。

（参考情報）

厚生労働省HPの「[石綿障害予防規則など関係法令について](#)」に

- ・ 石綿障害予防規則及び関係法令、通知等
- ・ 技術上の指針
- ・ 石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル
- ・ アスベスト分析マニュアル

など をまとめて掲載されています